

医学部・歯学部・薬学部における課外活動について

令和4年1月11日

医学部長
歯学部長
薬学部長

全国的に新型コロナウイルス感染者数が急増していますが、広島県においても凄まじい勢いで感染急拡大が進んでおり、1月9日からは「まん延防止等重点措置」が適用され、本学のレベルも1月7日から1.5に引き上げられました。

については、医療系学部に所属している学生の皆様におかれては、感染防止対策の強化に務めた行動を徹底いただくとともに、**まん延防止等重点措置の期間中においては、以下事項を遵守**してください。

全学の課外活動方針よりも厳しい措置となりますが、霞キャンパスには大学病院もあることを鑑み、何卒ご協力ください。

記

1. **まん延防止等重点措置の期間中において、霞キャンパスの学生については、オンライン以外の課外活動に参加することを禁止**する
2. 上記1を遵守いただく期間は当面1月31日までとする

以上